

# 稲城市火災予防条例の一部改正について（蓄電池設備）

※令和6年1月1日施行

## 1 改正理由

現行の蓄電池設備の規制は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した規定となっている。今般、総務省消防庁において、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策に関する検討が行われ、昨今の蓄電池設備の多様化や、蓄電池容量の大容量化に対応した安全基準になるよう、「対象火気設備等の位置、構造及び管理の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「火災予防条例（例）」が改正されたことに伴い、稲城市火災予防条例等を一部改正したものです。

## 2 改正概要・・・条例第13条

★ 規制単位をキロアンペアアワー・セルからキロワット時へ見直し

現行

Ah・セル	火災予防条例への適合の可否	届出の要否
4,800Ah・セル未満	対象外	不要
4,800Ah・セル以上	火災予防条例への適合	必要



改正後

蓄電池容量	火災予防条例への適合の可否	届出の要否
10kW時以下	対象外	不要
10kW時超 20kW時以下	※7号告示第2に適合するものは対象外	不要
20kW時超	火災予防条例への適合 ※7号告示第3に適合するものは 離隔距離不要	必要

※ 令和5年消防庁告示第7号第2…消防庁長官が定める出火防止対策が講じられたものは規制対象外

※ 令和5年消防庁告示第7号第3…消防庁長官が定める延焼防止措置が講じられたものは建築物からの離隔距離が不要

★ 稲城市火災予防条例第57条（火気使用設備等の設置の届出等）

蓄電池設備の届け出の対象は20キロワット時を超えるものと規定する。

★ 稲城市火災予防条例施行規則第4条の3（蓄電池設備の蓄電池容量の算定）

蓄電池設備の規制単位の改正に伴い、算定内容の変更をした。

・ 4,800Ah・セルを基準とした主な蓄電池設備の蓄電池容量（kW時）

電池種別	Ah・セル	電圧（V）	蓄電池容量（kW時）
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76